全ト協発第 379 号(企)
令和 8 年 11 月 12 日

都道府県トラック協会　会長　殿

公益社団法人全日本トラック協会
会　長　　寺　岡　洋　一
（　公　印　省　略　）

物資の流通の効率化に関する法律に基づく調査等の実施について（協力依頼）

平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 23 号）については、改正後の物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号。以下「改正物流効率化法」という。）が令和 7 年 4 月 1 日から施行され、すべての荷主・物流事業者に対して、積載効率の向上等及び荷待ち・荷役等時間の短縮といった物流の効率化に取り組むよう努力義務が課されたところです。

改正物流効率化法第 71 条では、トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に向けた荷主・物流事業者等の取組状況に関する調査を行い、その結果を公表するものと規定されております。

今般、国土交通省から、同規定に基づき「物流効率化に向けた荷主・物流事業者の取組状況の調査」及び「トラックドライバーの１運行当たりの平均拘束時間に関する調査」を実施する旨、通知がありました。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、標記調査の実施につきまして、貴協会会員事業者に対し周知・ご協力依頼をお願いいたしたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

１．調査の種類

（１）物流効率化に向けた荷主・物流事業者の取組状況の調査

・改正物流効率化法に基づき、すべての物流事業者等を対象として、契約関係にある荷主等の積載効率の向上等、荷待ち・荷役等時間の短縮に関する取組状況等について調査するもの。

（２）トラックドライバーの１運行当たりの平均拘束時間に関する調査

・すべての貨物自動車運送事業者を対象として、代表的な運行における運転時間・荷待ち時間・荷役時間・附帯作業時間等の内訳について調査するもの。

２．調査対象事業者

全てのトラック事業者

３．調査の方法

インターネットを用いた Web 調査及び調査票配布による調査

※11/16 以降、順次案内ハガキが全事業者に送付されます。

４．実施時期

令和 8 年 11 月 16 日から同年 12 月 18 日まで

５．本アンケート調査に関する問い合わせ先

物流効率化に向けた荷主・物流事業者の取組状況の調査　事務局

TEL:０３－６７００－８７３１

（受付時間：月～金 10:00～17:00　土・日・祝日を除く）

以　上

◇本件お問合わせ先

全日本トラック協会　企画部　電話：03-3354-1037

国自物第１２６号
国自貨第３７７号
令和８年11月９日

公益社団法人　全日本トラック協会長　殿

国土交通省物流・自動車局　物流政策課長
国土交通省物流・自動車局　貨物流通事業課長
（　公　　印　　省　　略　）

物資の流通の効率化に関する法律に基づく調査等の実施について
（協力依頼）

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和６年法律第23号）が令和６年５月に公布され、改正後の物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号。以下「改正物流効率化法」という。）が令和７年４月に施行され、すべての荷主・物流事業者に対して、積載効率の向上等及び荷待ち・荷役等時間の短縮といった物流の効率化に取り組むよう努力義務が課されたところです。

改正物流効率化法第71条においては、トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に向けた荷主・物流事業者等の取組状況に関する調査を行い、その結果を公表するものと規定されております。このため、同規定に基づき、荷主・物流事業者による物流効率化の取組状況や課題を把握し、今後の施策の検討及び推進に活用するため、「物流効率化に向けた荷主・物流事業者の取組状況の調査」を実施いたします。また、貨物自動車運送事業者等に対してトラックドライバーの代表的な運行を調査し、トラック運送業界の運行の実態を把握するため、「トラックドライバーの１運行当たりの平均拘束時間に関する調査」についてもあわせて実施いたします。

つきましては、上記の「物流効率化に向けた荷主・物流事業者の取組状況の調査」及び「トラックドライバーの１運行当たりの平均拘束時間に関する調査」について、貴傘下会員への周知及び回答への協力依頼をよろしくお願い申し上げます。

記

１．調査の種類
（１）物流効率化に向けた荷主・物流事業者の取組状況の調査
　改正物流効率化法に基づき、すべての物流事業者等を対象として、契約関係にある荷主等の積載効率の向上等、荷待ち・荷役等時間の短縮に関する取組状況等について調査するもの。
（２）トラックドライバーの１運行当たりの平均拘束時間に関する調査
　すべての貨物自動車運送事業者を対象として、代表的な運行における運転時間・荷待ち時間・荷役時間・附帯作業時間等の内訳について調査するもの。
２．調査対象事業者
　すべての貨物自動車運送事業者
３．調査の方法
　インターネットを用いたWeb調査及び調査票による調査
４．実施時期
　令和８年11月16日から同年12月18日まで

以上